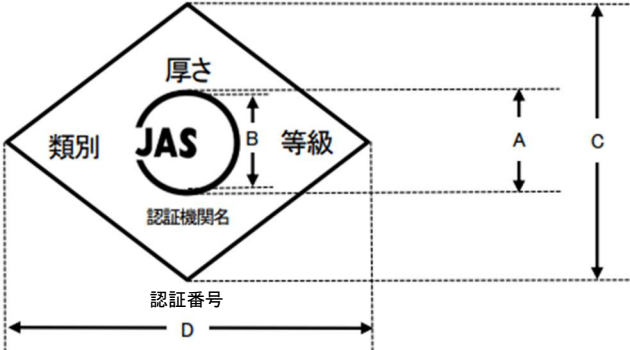
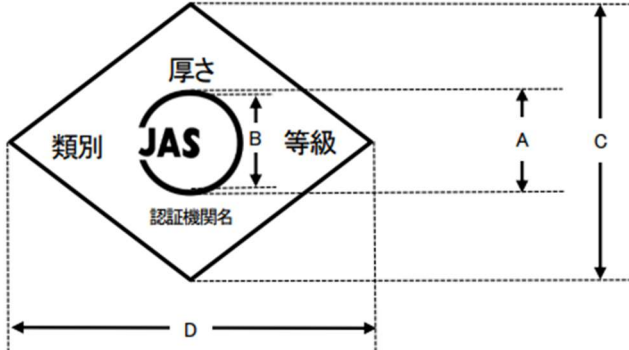


改正後	改正前
<p style="text-align: center;">合板の格付の表示の様式及び表示の方法</p> <p>1 (略)</p> <p>2 引用規格 次に掲げる引用規格は、この表示の様式及び表示の方法に引用されることによって、その一部又は全部がこの表示の様式及び表示の方法の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版を適用する。 <u>JAS 0233-1 合板—第1部：一般要求事項</u></p> <p>3 用語及び定義 この表示の様式及び表示の方法で用いる主な用語及び定義は、<u>JAS 0233-1</u>による。</p> <p>4 格付の表示の様式 4.1 普通合板 4.1.1 表面又は裏面に表示する場合 格付の表示の様式は図1とし、次のa)～j)のとおりとする。</p>  <p style="text-align: center;">図1—普通合板の格付の表示の様式（表面又は裏面に表示する場合）</p> <p>a)～d) (略)</p> <p>e) 類別は、1類又は2類の別を記載する。<u>ただし、JAS 0233-1の箇条6の表示に従って、類別を記載した場合は省略してよい。</u></p> <p>f) 等級は、表面の品質の等級を記載する。<u>ただし、JAS 0233-1の箇条6の表示に従って、等級を記</u></p>	<p style="text-align: center;">合板の格付の表示の様式及び表示の方法</p> <p>1 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 格付の表示の様式 2.1 普通合板 2.1.1 表面又は裏面に表示する場合 格付の表示の様式は図1とし、次のa)～g)のとおりとする。</p>  <p style="text-align: center;">図1—普通合板の格付の表示の様式（表面又は裏面に表示する場合）</p> <p>a)～d) (略)</p> <p>e) 類別は、1類又は2類の別を記載する。</p> <p>f) 等級は、表面の品質の等級を記載する。</p>

載した場合は省略してよい。

- g) (略)
- h) 厚さの単位は、mm とする。ただし、JAS 0233-1 の簡条 6 の表示に従って、厚さを記載した場合は省略してよい。
- i) 認証番号は、認証品質取扱業者及び認証品質外国取扱業者（“認証品質取扱業者等”という。以下同じ。）の認証番号を記載する。ただし、JAS 0233-1 の簡条 6 の表示に従って、認証品質取扱業者等の氏名又は名称を記載した場合は省略してよい。また、図 1 によらず、当該表示の近傍箇所に記載してもよい。

4.1.2 表面又は裏面に表示が困難な場合

格付の表示の様式は図 2 とし、次の a)~d)のとおりとする。

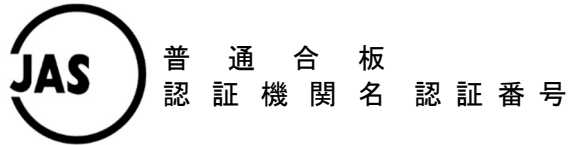


図 2—普通合板の格付の表示の様式（表面又は裏面に表示が困難な場合）

- a)~c) (略)
- d) 認証番号は、認証品質取扱業者等の認証番号を記載する。ただし、JAS 0233-1 の簡条 6 の表示に従って、認証品質取扱業者等の氏名又は名称を記載した場合は省略してよい。また、図 2 によらず、当該表示の近傍箇所に記載してもよい。

4.2 コンクリート型枠用合板

4.2.1 表面又は裏面に表示する場合

格付の表示の様式は図 3 とし、次の a)~f)のとおりとする。

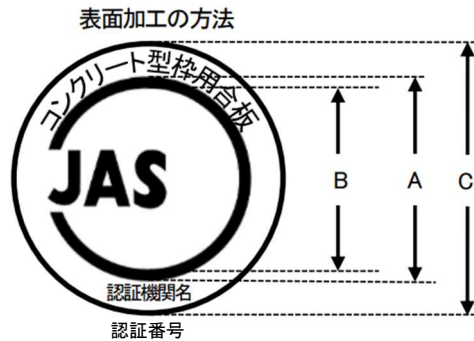


図 3—コンクリート型枠用合板の格付の表示の様式（表面又は裏面に表示する場合）

- g) (略)
- (新設)

(新設)

2.1.2 表面又は裏面に表示が困難な場合

格付の表示の様式は図 2 とし、次の a)~c)のとおりとする。



図 2—普通合板の格付の表示の様式（表面又は裏面に表示が困難な場合）

- a)~c) (略)
- (新設)

2.2 コンクリート型枠用合板

2.2.1 表面又は裏面に表示する場合

格付の表示の様式は図 3 とし、次の a)~e)までのとおりとする。

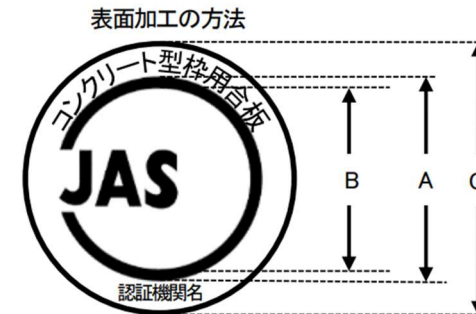


図 3—コンクリート型枠用合板の格付の表示の様式（表面又は裏面に表示する場合）

- a)～c) (略)
- d) 表面加工の方法は、表面加工品に限り、塗装又はオーバーレイの別を記載する。ただし、**JAS 0233-1**の**箇条 6**の表示に従って、表面加工の方法を記載した場合は省略してよい。
- e) (略)
- f) 認証番号は、認証品質取扱業者等の認証番号を記載する。ただし、**JAS 0233-1**の**箇条 6**の表示に従って、認証品質取扱業者等の氏名又は名称を記載した場合は省略してよい。また、**図 3**によらず、当該表示の近傍箇所に記載してもよい。

4.2.2 表面又は裏面に表示が困難な場合

格付の表示の様式は**図 4**とし、次の**a)～e)**のとおりとする。
(削る。)

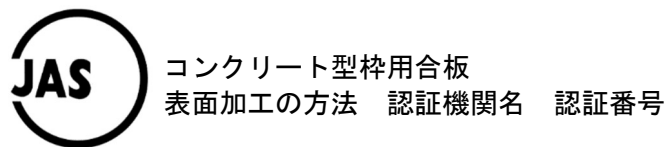
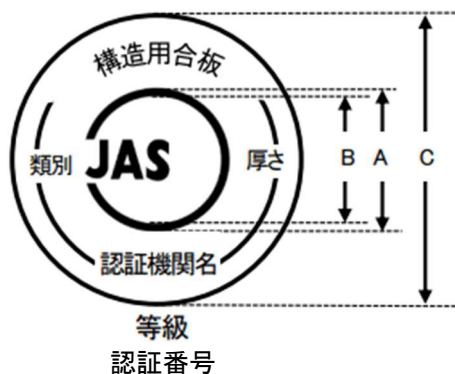


図 4-コンクリート型枠用合板の格付の表示の様式（表面又は裏面に表示が困難な場合）

- a)・b) (略)
- c) 表面加工の方法は、表面加工品に限り、塗装又はオーバーレイの別を記載する。ただし、**JAS 0233-1**の**箇条 6**の表示に従って、表面加工の方法を記載した場合は省略してよい。
- d) (略)
- e) 認証番号は、認証品質取扱業者等の認証番号を記載する。ただし、**JAS 0233-1**の**箇条 6**の表示に従って、認証品質取扱業者等の氏名又は名称を記載した場合は省略してよい。また、**図 4**によらず、当該表示の近傍箇所に記載してもよい。

4.3 構造用合板

格付の表示の様式は**図 5**とし、次の**a)～h)**のとおりとする。

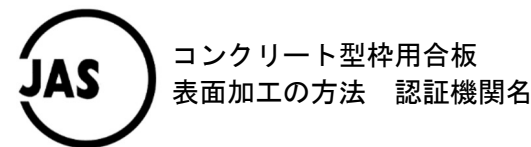


- a)～c) (略)
- d) 表面加工の方法は、表面加工品に限り、塗装又はオーバーレイの別を記載する。
- e) (略)
(新設)

2.2.2 表面又は裏面に表示が困難な場合

格付の表示の様式は**図 4**とし、次の**a)～d)**のとおりとする。

図 4-コンクリート型枠用合板の格付の表示の様式（表面又は裏面に表示が困難な場合）



(新設)

- a)・b) (略)
- c) 表面加工の方法は、表面加工品に限り、塗装又はオーバーレイの別を記載する。
- d) (略)
(新設)

2.3 構造用合板

格付の表示の様式は**図 5**とし、次の**a)～g)**のとおりとする。

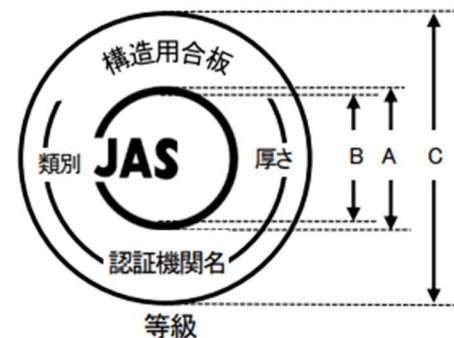


図 5-構造用合板の格付の表示の様式

- a)~c) (略)
- d) 類別は、特類又は 1 類の別を記載する。ただし、JAS 0233-1 の箇条 6 の表示に従って、類別を記載した場合は省略してよい。
- e) 等級は、1 級又は 2 級の別を記載する。ただし、JAS 0233-1 の箇条 6 の表示に従って、等級を記載した場合は省略してよい。
- f) 厚さの単位は、mm とする。ただし、JAS 0233-1 の箇条 6 の表示に従って、厚さを記載した場合は省略してよい。
- g) (略)
- h) 認証番号は、認証品質取扱業者等の認証番号を記載する。ただし、JAS 0233-1 の箇条 6 の表示に従って、認証品質取扱業者等の氏名又は名称を記載した場合は省略してよい。また、図 5 によらず、当該表示の近傍箇所に記載してもよい。

4.4 化粧ばり構造用合板

格付の表示の様式は図 6 とし、次の a)~g)のとおりとする。

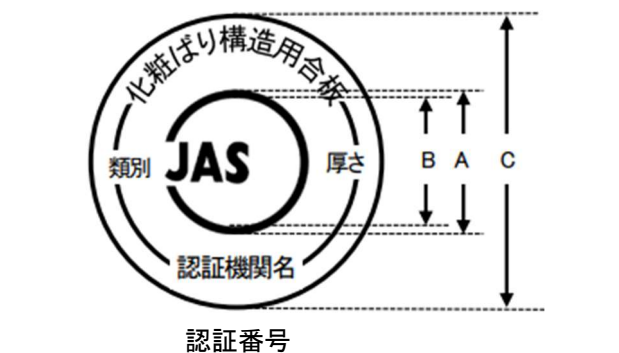


図 6-化粧ばり構造用合板の格付の表示の様式

- a)~c) (略)
- d) 類別は、特類又は 1 類の別を記載する。ただし、JAS 0233-1 の箇条 6 の表示に従って、類別を記載した場合は省略してよい。
- e) 厚さの単位は、mm とする。ただし、JAS 0233-1 の箇条 6 の表示に従って、厚さを記載した場合は省略してよい。
- f) (略)
- g) 認証番号は、認証品質取扱業者等の認証番号を記載する。ただし、JAS 0233-1 の箇条 6 の表示に従って、認証品質取扱業者等の氏名又は名称を記載した場合は省略してよい。また、図 6 によらず、当該表示の近傍箇所に記載してもよい。

4.5 天然木化粧合板及び特殊加工化粧合板

(削る。)

図 5-構造用合板の格付の表示の様式

- a)~c) (略)
- d) 類別は、特類又は 1 類の別を記載する。
- e) 等級は、JAS 0233-1 の 5.3 に規定する等級を記載する。
- f) 厚さの単位は、mm とする。
- g) (略)
- (新設)

2.4 化粧ばり構造用合板

格付の表示の様式は図 6 とし、次の a)~f)のとおりとする。

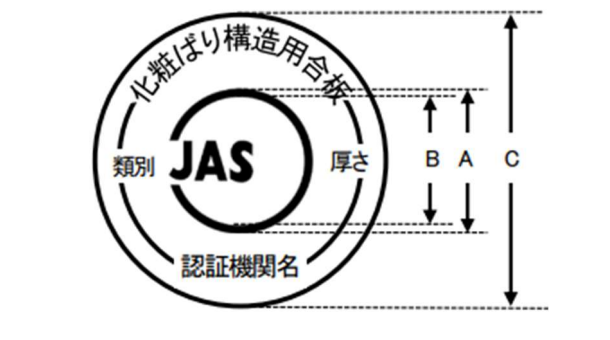


図 6-化粧ばり構造用合板の格付の表示の様式

- a)~c) (略)
- d) 類別は、特類又は 1 類の別を記載する。
- e) 厚さの単位は、mm とする。
- f) (略)
- (新設)

2.5 天然木化粧合板及び特殊加工化粧合板

格付の表示の様式は図 7 とし、次の a)~g)のとおりとする。

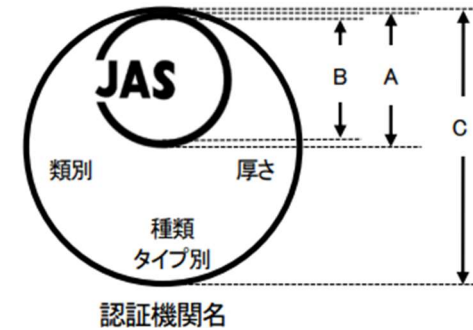


図7-天然木化粧合板及び特殊加工化粧合板の格付の表示の様式

- a) Aは、15mm以上、Bは、Aの13/15とする。
 - b) Cは、Aの2倍、線の太さは、a)の1/2とする。
 - c) JASの文字の高さは、Aの4/15とする。
 - d) 種類は、天然木化粧合板又は特殊加工化粧合板の別を記載する。
 - e) 類別は、1類又は2類の別を記載する。
 - f) タイプ別は、特殊加工化粧合板に限りF、FW、W又はSWの別を記載する。
 - g) 認証機関名は、略称を記載してもよい。
- (新設)

4.5.1 表面又は裏面に表示する場合

格付の表示の様式は図7とし、次のa)~i)のとおりとする。

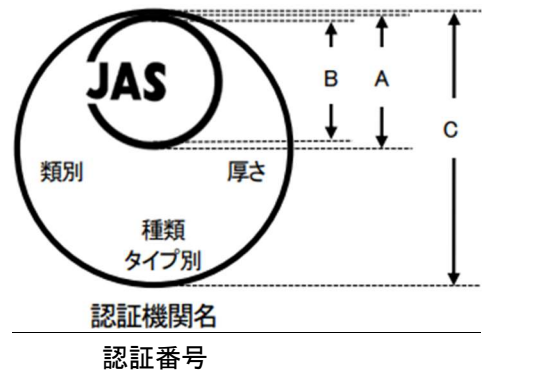


図7-天然木化粧合板及び特殊加工化粧合板の格付の表示の様式（表面又は裏面に表示する場合）

- a) A は、15mm 以上、B は、A の 13/15 とする。
- b) C は、A の 2 倍、線の太さは、a) の 1/2 とする。
- c) JAS の文字の高さは、A の 4/15 とする。
- d) 種類は、天然木化粧合板又は特殊加工化粧合板の別を記載する。
- e) 類別は、1 類又は 2 類の別を記載する。ただし、JAS 0233-1 の箇条 6 の表示に従って、類別を記載した場合は省略してよい。
- f) タイプ別は、特殊加工化粧合板に限り F、FW、W 又は SW の別を記載する。ただし、JAS 0233-1 の箇条 6 の表示に従って、タイプ別を記載した場合は省略してよい。
- g) 認証機関名は、略称を記載してもよい。
- h) 厚さの単位は、mm とする。ただし、JAS 0233-1 の箇条 6 の表示に従って、厚さを記載した場合は省略してよい。
- i) 認証番号は、認証品質取扱業者等の認証番号を記載する。ただし、JAS 0233-1 の箇条 6 の表示に従って、認証品質取扱業者等の氏名又は名称を記載した場合は省略してよい。また、図 7 によらず、当該表示の近傍箇所に記載してもよい。

4.5.2 表面又は裏面に表示が困難な場合

格付の表示の様式は図 8 とし、次の a)~h) のとおりとする。

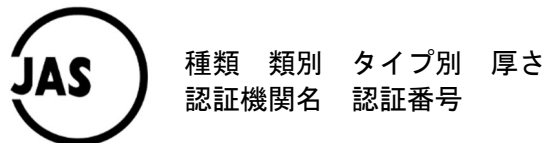


図 8—天然木化粧合板及び特殊加工化粧合板の格付の表示の様式（表面又は裏面に表示が困難な場合）

- a) 円の外径は、10 mm 以上、内径は外径の 9/10 とする。
- b) JAS の文字の高さは、外径の 3/10 とする。
- c) 種類は、天然木化粧合板又は特殊加工化粧合板の別を記載する。
- d) 類別は、1 類又は 2 類の別を記載する。ただし、JAS 0233-1 の箇条 6 の表示に従って、類別を記載した場合は省略してよい。
- e) タイプ別は、特殊加工化粧合板に限り F、FW、W 又は SW の別を記載する。ただし、JAS 0233-1 の箇条 6 の表示に従って、タイプ別を記載した場合は省略してよい。
- f) 厚さの単位は、mm とする。ただし、JAS 0233-1 の箇条 6 の表示に従って、厚さを記載した場合は省略してよい。
- g) 認証機関名は、略称を記載してもよい。
- h) 認証番号は、認証品質取扱業者等の認証番号を記載する。ただし、JAS 0233-1 の箇条 6 の表示に従って、認証品質取扱業者等の氏名又は名称を記載した場合は省略してよい。また、図 8 によらず、当該表示の近傍箇所に記載してもよい。

5 格付の表示の方法

各個（普通合板、天然木化粧合板及び特殊加工化粧合板のうち、2 次加工用としてこり単位で消費されるもので各個の表示が困難なものにあっては、各こり）に、格付の表示を在庫管理により使用数の

（新設）

（新設）

3 表示の方法

格付の都度、各個（普通合板、天然木化粧合板及び特殊加工化粧合板のうち、2 次加工用としてこり単位で消費されるもので各個ごとの表示が困難なものにあっては、各こり）ごとに、見やすい箇所に

管理が可能な証票，又は工場の建屋や床に固定され容易に移動できない印字機により，**JAS0233-1** の
箇条 6 の表示事項と同一面で見やすい箇所に，明瞭に付さなければならない。

貼付し，又は押印しなければならない。